

町営西伯墓苑使用者を募集します

町営西伯墓苑 1 区画（未使用）の使用者を募集します。所在地は南部町福成です。

名 称	区分	番号	面 積	使 用 料	管理料／年
南部町営西伯墓苑	B	3 6	5. 7 6㎡	2 6 3, 0 0 0円	2, 1 4 0円

【使用者の資格】南部町に住所を有する世帯主の方

【申込受付期間】平成 2 3 年 4 月 2 2 日（金）～平成 2 3 年 5 月 1 3 日（金）

【申 込 場 所】南部町役場 町民生活課（天萬庁舎又は法勝寺庁舎）

【申込に必用な書類など】印鑑、申込書、住民票抄本（世帯主、本籍地記載のもの）

※申込用紙は町民生活課にあります。

【問い合わせ先】町民生活課環境衛生室（天萬庁舎） tel 6 4－3 7 8 1

光化学オキシダント（光化学スモッグ）の注意報等について

鳥取県では、県内 3 箇所です光化学オキシダント（光化学スモッグ）の 24 時間常時測定を行っていますが、近年はこの測定濃度が高くなってきています。このことによる健康的影響は、目が痛い、涙が出る、のどが痛い、せきが出る、息苦しい、頭痛・吐き気がするなどの症状が現れます。

鳥取県から注意報及び警報が発令された場合には、町は町民のみなさまへの周知と保育園・小中学校への連絡を行います。この注意報等の放送があったときには、速やかに屋内に避難していただき、注意報等の解除があるまでなるべく外出しないようにしてください。

※注意報等の発令基準は次のとおりです。

注意報発令基準濃度（0. 12ppm 以上）

【問い合わせ先】

警報発令基準濃度（0. 40ppm 以上）

町民生活課環境衛生室（天萬庁舎） tel 6 4－3 7 8 1

鳥取県暴力団排除条例が施行されました～県民が一体となって社会全体で暴力団を排除～

鳥取県暴力団排除条例が、4 月 1 日に施行されました。これまでの「警察対暴力団」の構図から、「社会対暴力団」の構図へと暴力団排除活動を転換し、県民が一体となって日常生活や社会経済活動の場から暴力団を排除して、安全で平穏な県民生活を実現することを目的として制定されたものです。

【条 例 の 骨 子】 ①暴力団の排除に関する基本的施策 ②青少年の健全な育成を図るための措置

③不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

④事業者の暴力団員等に対する利益の供与の禁止

⑤暴力団員等が事業者から利益の供与を受けることの禁止

⑥祭礼等からの暴力団の排除 ⑦義務違反者に対する措置と罰則

【問い合わせ先】米子警察署刑事第二課 tel 0 8 5 9－3 3－0 1 1 0（内線 3 6 5）

「災害義援金募集」振り込め詐欺に注意！！

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、本年 3 月 14 日昼頃、岡山県津山市内に在住の女性（58 歳）宅へ、津山市役所職員を装って、「災害義援金を募集しています。口座振込でお願いしています。義援金の金額は、気持ち次第です。多い人は 100 万円くらい振り込んでもらっています。」という電話がありました。

津山市役所では口座振込での義援金の募集は受け付けていません。十分に注意しましょう。

本県においても、同様の予兆電話が発生するおそれがあります。不審電話がありましたら、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】米 子 警 察 署 tel 0 8 5 9－3 3－0 1 1 0 警察総合相談電話 # 9 1 1 0

情報なんぶ

平成 2 3 年 4 月 2 1 日発行

南部町行政だより 第 9 4 号

企画政策課 電話 6 6－3 1 1 3

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

平成 2 3 年度南部町ふれあい道路サポート事業

町道維持管理活動の推進を図り、道路への愛着の増進を目的とした「ふれあい道路サポート事業」の申込みについてお知らせします。

①除草委託事業（契約に基づく除草作業委託）

●実施地域 町道の指定区間

●作業費 ①30 円／㎡（除草後の草を運搬する場合）

②20 円／㎡（除草後の草を運搬しない場合）

●実施回数 1 契約当たり年 2 回（5 月～6 月及び 8 月下旬～10 月上旬）

●委託料 作業費に経費 15%を乗じた額

●申込期限 平成 23 年 5 月 13 日（金）

（希望路線に多数の申込があった場合は調整させていただく場合があります）

②燃料支給事業（自主的な除草作業への燃料支給）

●36ℓを限度として、混合油又はガソリンを現物支給

指定ガソリンスタンドでの引き渡しとなります。

●支給計算 作業予定時間×作業機械の台数×0. 3ℓ

（例：4 時間×10 台×0. 3ℓ＝12ℓを支給します。）

●支給要件 従前より地区が自主的に除草していた町道

【問い合わせ先】建設課（法勝寺庁舎） 担当：谷田、石賀 tel 6 6－3 1 1 5

税務署からのお知らせ～お酒を製造するには免許が必要です～

現行の酒税法では、酒類を製造するためには、所轄税務署長の免許が必要です。

平成 15 年 10 月に創設された構造改革特別区域法により、特別区域内に指定された地域では特例でどぶろく・ぶどう酒等の酒類の製造免許を受けることが可能になったことに伴い、誰でも酒類を製造できると誤認され、全国各地で酒類の無免許製造の事実が把握されています。

酒類の製造免許を受けずに酒類（例えば：どぶろく、ぶどう酒）を造った場合は、例え自家用であつても酒税法違反行為となり、10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金という処罰の対象となりますのでご注意ください。また、製造免許を受けずに製造された酒類と知りながら譲り受け、所持している人も処罰の対象となります。

○自家用の梅酒など（酒税法の例外規定）

自らが消費する目的で市販の酒類（アルコール分が 20 度以上のもの）に、梅やカリンなど下記以外の物品を漬け込んだ酒類を造ることは問題ありません。（ただし、販売すると酒税法違反行為となります。）

記

米、麦、あわ、とうもろこし、こうりやん、きび、ひえ、ぶどう、やまぶどう、でんぷん、酒類のかす

【問い合わせ先】鳥取税務署（酒類指導官） tel 0 8 5 7－2 2－2 1 4 1（代表）

※音声ガイダンスに従い「2」を押してください。

鳥取県町村会職員採用試験が実施されます

【受 験 資 格】 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
【採 用 人 員】 2名
【試 験 の 種 類】 大卒程度（行政事務）
【試 験 日】 平成23年5月29日（日）
【試 験 会 場】 鳥取大学 共通教育棟
【願書受付期間】 平成23年4月18日～平成23年5月17日
【願書配布場所】 鳥取県町村会事務局（鳥取県庁第2庁舎8階）または各市町村役場、中部町村会、西部町村会、鳥取県東京本部・関西本部・名古屋本部
【採用予定日】 平成23年7月1日
【問い合わせ先】 鳥取県町村会事務局 tel 0857-26-8355
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎8階
URL: <http://www.totock.jp/>

下水道使用料世帯員割の減額について

下水道使用料は世帯員の人数によって変動します。次の要件に該当する世帯は、申請により下水道使用料が減額になりますので、手続きをお願いします。

【対 象 世 帯】 次の各事項に継続して6ヶ月以上該当する場合

- ①福祉施設に入所中で福祉施設長等の入所の証明を得られる場合
- ②長期入院で院長等の入院証明を得られる場合

※学生、単身赴任者は除きます。

【減 額 期 間】 承認された月から申請があった当該年度の3月末までです。継続して減額を受けようとする場合には再度の申請が必要です。

【申 請 窓 口】 上下水道課に申請書類がありますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 上下水道課（法勝寺庁舎） tel 66-4807

水道料金還付のお知らせ

漏水により、通常より使用料が増えた場合は、水道料金の還付制度があります。このたびの寒波などで漏水があった方は、申請してください。

【対 象 者】 宅地内の配管やバルブなどが不可抗力により破損し、水道が漏水した世帯。

【還付金額】 前年同期の使用量と比較し、漏水したと思われる水量にかかる料金のおおむね半額の金額

【そ の 他】 ①修繕工事は、お客様が直接給水工事指定業者に依頼してください。

②修理費用は、お客様が負担してください。

③還付請求手続きには、給水指定業者の修理代の領収書、印鑑、還付金の振込口座のわかるものが必要です。

④水道料金のお支払後に還付金額を振り込みます。

⑤漏水量が少量の場合、還付の対象にならないことがあります。

⑥還付は1回の漏水につき1回だけです。

【問い合わせ先】 上下水道課（法勝寺庁舎） tel 66-4807

介護用品購入の助成をします～南部町介護用品購入助成事業～

高齢者の在宅介護を支援することを目的に、介護用品購入の助成をします。

【対象者、助成方法 等】 ※申請月により助成額を決定します。

対 象	助 成 額	助 成 方 法	利用可能店舗
◆要介護3の在宅の高齢者を介護している世帯 ◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税課税世帯	申請月から算出 月額 2,000円 年額 24,000円 を上限として助成	クーポン券（もえぎ色） 指定店で対象品目を購入ください	リカー&ライフやまお ヤマト薬局 なんぶ薬局 米田至誠堂 介護タクシー123 (登録順)
◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税非課税世帯	申請月から算出 月額 4,000円 年額 48,000円 を上限として助成	クーポン券（もも色） 指定店で対象品目を購入ください	※取扱品目及び配達の有無などは申請受付時にお知らせします。

【対 象 品 目】 紙おむつ（テープ止めタイプ）、紙おむつ（パンツタイプ）、尿取りパッド、防水シート、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、嚥下剤

【申 請 方 法】 印鑑（シャチハタを除く）、介護保険被保険者証をお持ちの上、下記までお越しください。

【そ の 他】 施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 等）、病院に入所・入院されている場合は利用できません。

【申請・問い合わせ先】 南部町役場 健康福祉課（南部町健康管理センターすこやか内）
(住所) 南部町倭482番地 tel 66-5522

目指せ国際派!! 短期韓国語講座(初心者向け)を開催します!

南部町公民館さいはく分館で、日常会話や文化・習慣の違いなどを学習する短期韓国語講座を開催します。7月にはハンリム大学からのホームステイも予定されている国際色豊かな南部町! この機会に韓国の言葉や文化について学んでみませんか。

※7月にはハンリム大学生歓迎会に参加する予定です。

【期 日】 5月18日～7月13日の毎週水曜日（全9回程度）
19:30～21:00

【場 所】 南部町公民館 さいはく分館

【要 件】 小学生以上（毎週参加できる方）

【締 切】 平成23年5月9日（月）

【定 員】 30人※5人に満たない場合は開催しません。

【講 師】 県国際交流員 裴 志英（ペ・ジヨン）さん

【受講料】 無料

【共 催】 南部町国際交流協会

【申込み、問い合わせ先】 教育委員会事務局（天萬庁舎） 担当：谷本 tel 64-3782

..... ✂切り取り✂



裴 志英（ペ・ジヨン）さん

住 所	〒		
氏 名	年齢 歳		
保護者氏名	※18歳未満の方		
電 話 番 号			

申込書に記載される個人情報、講座の運営にかかる事務に使用します。
また、活動の様子を、写真や映像で広報紙、CATV等に掲載・放送することがあります。